

社会福祉法人「蘇南会」令和2年度事業経過報告

特別養護老人ホーム矢部大矢荘
矢部大矢荘通所介護事業所復健館
矢部大矢荘短期入所生活介護事業所
矢部大矢荘居宅介護支援事業所
矢部大矢荘訪問入浴事業所
グループホームすみれ
ケアハウス光露館
生計困難者に対する支援事業
社会福祉の増進に資する人材育成事業

近年の社会的問題化している「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少の問題」や「育児や介護との両立と働き方の多様化」などの課題に対して、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすることをめざし「働き方改革関連法」が、動き出し一年が経過した。社会福祉法人においても、利用者のケア向上とともに働きやすい労働環境を整備していくことがもとめられているため、非正規雇用の処遇改善、柔軟な働き方、子育て・介護と仕事の両立、外国人材の受け入れ等に取り組みが求められてきた。

当法人としては、年度当初より「働き方関連法」に対応すべく、諸規定の改正を通じて特に非常勤職員の処遇改善・労働時間の個別化など柔軟な働き方の実施に取り組んだ。加えて、社会福祉法人が地域社会の公益活動の核となるべく、社会的活動が求められているが、当年度にあっては「コロナ禍」による影響で小規模の活動にとどまってしまった。

当年度の施設経営にあたっては、蘇南会の理念である「老後の尊厳ある暮らしを支える」を基本に据えて臨もうとしたが、年間を通してコロナ感染対策を最優先に実施したため、面会制限・会議の中止・行事の中止など利用者の生活に大きく影響を与えた。徹底的な感染症対策を実施することで、施設・事業所内にコロナ感染症・クラスターが発生することなく年間を乗り越えることができた。

1、特別養護老人ホーム矢部大矢荘 事業経過報告

* 当年度の年間を通じた特別養護老人ホームの施設利用状況は、41,202名でここ数年減少しているが、年間の稼働率も94.1%の状況であった。（別紙本入所者利用実績報告参照）

特養の施設運営については、全般に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、利用者の面会制限をはじめ外部者の一切の施設立ち入り禁止など大きな制限を年間を通じて実施しなければならなかった。そのため、ご家族を交えた誕生会も実施できず、利用者と職員のみでの実施となったように納涼祭の中止・敬老のお祝いの縮小などほとんどの行事はできなくなった。以下全体目標について、経過を報告いたします。

全体目標

* ユニットケア

ユニットケアによる安心・安全な生活の確保を目標に継続してあげてきたが、コロナ禍もあり施設内の生活が殆どとなり、リビングを中心とした個別ケアの充実に努めた。

年間を通じて面会の制限を継続し、予約制による窓越し及びタブレット使用による面会を熊本県の感染状況に応じて実施した。

* 人材(育成・確保)

人材確保ができるような職場づくりを目標として、職員の労働環境の整備と研修体制の確立を目指そうとしたが、年間を通してコロナ感染症対策に翻弄された一年であった。職員の離職者も発生し、今後さらなる人材定着の施策が必要と思われる。

* 各種委員会

各委員会活動も感染対策委員会を除き身体拘束対策委員会・事故防止対応委員会・褥瘡予防対応委員会・排泄委員会・口腔ケア委員会・苦情対応委員会については、定期的な開催は実施しなかった。施設内のコロナ感染予防対策の一環として、必要と判断したときのみ、委員も人員を絞り少人数で委員会を開催した。

* 法人内事務処理と情報の共有化

法人内事務処理は的確に遂行できたが、施設入所についてはコロナ感染症の影響で円滑にすすめないところがあった。特養全館に無線LAN通信環境を配備したことで、オンライン面会やズームによる会議参加・WEB研修参加など多目的に利用するようになった。

* 認知症ケアの向上取り組み

認知症ケアについても施設内・外とも研修の実施や参加ができない状況が年間を通して続き施設内でのOJT的なケア向上の取り組みしかできなかった。施設利用者の多くが認知症のある利用者という利用状況を鑑み、認知症の正しい理解とケア向上は、施設の命題として次年度以降も継続して取り組みたい。

* 地域連携

地域団体との連携・ボランティア受け入れ等すべてについて、コロナ感染症の予防のため年間を通じて中断する経過となった。コロナ後の日常に戻ったときに再度地域連携の活動を整えていきたい。

* 防災対策

防火避難訓練については、感染予防対策を重視し、当年度は実施できなかった。

感染症のまん延は、災害に分類されるように、事業継続を阻害するリスクのひとつとして捉えられる。今後感染症対策及び自然災害対策を含んだBCP策定を検討することとし、次年度以降の課題として引き継いだ。

2、矢部大矢荘短期入所生活介護事業 事業経過報告

年間の短期入所事業の利用実績は、別紙利用状況一覧のとおりである。前年度は、稼働率が100%を超える状況であったが、当年度は途中で山都町内でのコロナ感染者発生をうけて、利用

見合わせの時期があり、利用者減少となった。しかし、前年と変わらず短期入所の介護保険収入が法人全体の経営的に大きなウェートを占めている。利用者については、介護負担軽減（レスパイトケア）による利用者が多くみられるが、特養入所に繋がる利用者も多くなっている。認知機能低下による在宅生活の維持が困難な利用者の増加も顕著である。

3、矢部大矢荘訪問入浴介護事業 事業経過報告

事業所としては、4月よりコロナ感染予防のため訪問ができない状況となり、職員の確保の問題も重なり令和2年8月3日付けで、1年間の事業休止届を熊本県知事宛に提出。

4、矢部大矢荘通所介護事業所「復健館」 事業経過報告

*令和2年度の事業利用実績は、別紙のとおりである。新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度より減少して推移した。年度末に微増しているが、今後も利用者確保に努めたい。

*事業所内では、送迎中の検温・様子観察・聞き取り等で利用者の体調の変化を掴むようにしているが、直接的な介護（入浴介助・トイレ介助・見守り等）によりソーシャルディスタンスの確保ができない場面も発生する。今後も基本的な感染予防対策の徹底を継続して実施したい。

*事業に関しては、外出行事はほとんど実施できなかったが、事業所内では個別訓練・集団訓練・レクリエーション・クラブ活動についてほぼ計画通りに実施できた。

*通所介護計画については、プラン作成・実施・評価と計画どおりできており、機能回復と心身の活性化に繋がる活動ができている。

*ひやりハット報告件数18件・事故報告件数3件発生したが、重大事故には至らなかった。心身機能の低下は、高齢とともに進み、日々の体調によっても変化するので、日常の観察を重要と捉え、一人一人の心身機能を把握し、情報を共有して統一した支援を実施したい。

5、矢部大矢荘居宅介護支援事業所 事業経過報告

【目的について】

令和3年2月より、専任5名、兼任1名の体制となり、特定事業所加算もⅢからⅡへ変更した。ケアマネジメントの質の向上はもとより、「住み慣れた地域での生活、自宅での生活維持」の目的達成のため、地域に信頼され、求められる事業所として努力している。

【運営方針について】

① 医療機関との情報交換の内容の充実、連携に努め、日常の療養支援、異変時の対応に活かす場面が多くあった。

退院時連携加算について「カンファレンス」の定義の取り扱いに過誤があり、過誤調整後に支援

費の再請求をすることがあった。給付管理についての理解が不足していたことを反省し、改めて職員間で確認を行い、正しく加算設定をすることとした。

② ケアプランの作成にあたり、課題整理統括表の活用が定着してきている。ケアプラン点検事業において評価や講評を頂き、各人の振り返りに役立てている。また、その人らしい生活、その人における自立支援とは何かについてのアセスメントの掘り下げ作業も進んできたと思う。

③ 地域ケア会議において地域課題が取り上げられることが重要と考え、テーマの設定とともに、地域課題を想定して臨むようにしている。

④ 研修については、新型コロナウイルス感染予防対策にて、他法人との勉強会を休止し、外部研修へは当面参加しないこととした。代わりに事業所内での事例検討会や勉強会等を増やしたが、研修自体の質量は前年に届かないように思われる。

⑤ 当年度は、実習の受講申し込みはなかったが、この度主任介護支援専門員も3名となり、次年度はさらに受け入れ態勢と内容の充実を図っていきたい。

⑥ 概ね、毎週に居宅会議を行い、利用者、サービスに関する新情報等を職員間で共有することができた。居宅会議の中に研修時間を設けるスタイルは今後も継続する。

⑦ サービス事業所との行き違いにより、利用者家族から苦情を受けて苦情対応委員会に報告した。新型コロナウイルス感染予防対策に係る内容で、事業所内でどのような対応が適切だったかを検討した。また、潜在事例もあるとの緊張感を各自持つようにしている。

【新型コロナウイルス感染予防対策について】

令和2年2月25日に事業所内での最初の予防策を検討し、実践した。その後、今日まで法人の対策と呼応しながら、随時情勢を捉え、介護保険基本情報(厚労省)、山都町役場の指示、指導内容に沿って感染予防に取り組んでいる。

BPCについても、次年度の事業所内研修に取り込み、検討を重ね、職員間の認識。対応実践の均一化を目指している。

6、生計困難者相談支援事業 事業経過報告

生活困難者相談支援事業の経過としては、当年度内に2件の相談者があった。2件とも甲佐町役場福祉課からの依頼で、生活保護開始までの生活必需品の準備をする内容であった。所属する熊本県経営者協議会での役割担当エリアが上益城・宇城地区を担当する依頼がっており、当年度としては山都町外のケースであった。件数としては、少数であるが、制度の狭間で生活困窮する人のレスキュー援助は福祉の基本となる社会貢献の一翼と捉え、今後も実施していきたい。

7、社会福祉の増進に資する人材育成事業

運営方針である、フィリピンからの外国人技能実習生受け入れについては、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により停滞し、当年度は進展がなかった。感染症の鎮静化、社会状況の変化に応じて今後対応していく。

法人奨学金制度による資格取得の支援については、介護福祉士実務者研修が2名受講・看護師資格については、1名が学校を卒業し資格も取得した。